

令和2年11月20日  
島根県防災部防災危機管理課  
担当：茶山、太田  
電話：0852-22-5885

## 第16回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を書面にて開催し、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

### 記

1. 催物の開催制限等に対する県の対応等について  
12月1日からの島根県の対応について、別添「島根県の対応」のとおり決定

令和2年11月20日

## 島根県の対応

島根県対策本部決定

県民に対し、以下を要請

- (1) 令和2年9月17日の島根県対策本部決定において、11月30日までとしていたイベント開催の目安について、令和2年11月12日付の内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」を踏まえ、12月1日以降は別紙のとおり対応する。

## 【12 月以降のイベント等開催制限について】

- (1) 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント等開催を日常化していく。
- (2) イベント等の人数上限及び収容率要件については、当面来年 2 月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとする。ただし、来年 2 月末までの間であっても、県内の感染状況等を踏まえ、見直すこともあり得ることとする。
- (3) その上で、令和 2 年 11 月 12 日付の内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「来年 2 月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」に基づき、収容率要件について、12 月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント（クラシック音楽コンサート等）を 100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を 50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に 100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。
- (4) 屋内施設で、大規模なイベント等（参加者 1,000 人超又は全国的な人の移動を伴うもの）の主催者等は、県に事前相談を行うものとする。
- (5) 来年 3 月以降については、県内の感染状況等により、改めて検討を行う。

時期		大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの
12 月 1 日～ 当面来年 2 月末まで	イベント等の類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等</li> <li>・飲食を伴うが発声がないもの（注 2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロック、ポップコンサート</li> <li>・スポーツイベント、公営競技、公演</li> <li>・ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等</li> </ul>
	人数上限	5,000 人または収容定員の 50%のいずれか大きい方	
	収容率	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)

(注 1) 収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。

(注 2) これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。